

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第六十六号

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項を次のように定める。

昭和二十六年十月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

岩美地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項
鳥取県市に係る左の事項

- 一、税外諸収入の徴収に關すること
- 一、林業種苗の採取許可に關すること
- 一、保安林における各種作業の許可に關すること
- 一、市及び市公共団体等に対する林業耕地事項に關する補助金、交付金、助成金の支払に關すること
- 一、開墾制限地における切芝、樹根、草根及び埋木採

昭和二十六年十月一日
外 月 曜日

本書ノ大キサハ確定規格A五判

取許可に關すること

- 一、民有林野の造林検査に關すること
- 一、木炭の検査に關すること
- 一、狩獵免許に關すること
- 一、有害鳥獸駆除許可に關すること
- 一、保護鳥飼養許可に關すること
- 一、特用林及び自家用林の指定に關すること
- 一、露天営業取締に關すること
- 一、農業共済組合の定款変更認可に關すること
- 一、農業共済組合の業務又は財産の状況に關し報告を徴すること
- 一、農業共済組合の業務又は会計状況の検査に關すること
- 一、農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置に

00841

- 関すること
- 一、農業共済組合共済掛金の強制徴収認可に関すること
- 一、農業共済組合の事業報告書財産目録貸借対照表等に関すること
- 一、農業共済組合の理事監事清算人の異動に関すること
- 一、農地、採草地、放牧地の移動統制の許可に関すること(但し農調法第七條による自作農創設維持事業のもの売渡保留の国有地及び潰廃面積五千坪以上のものを除く)
- 一、農地等の潰廃許可に関すること(但し農調法第七條の自作農創設維持事業のもの売渡保留の国有地及び五千坪以上のものを除く)
- 一、使用権設定協議中の土地施設等の現況変更の例外許可に関すること
- 一、開拓適地(十町歩未満)の選定に関すること
- 一、開拓適地地方審査部会に関すること

- 一、開拓適地の禁止行為を許可すること
- 一、未墾地(小開地)特別価格の決定に関すること
- 一、未墾地(小開地)代地の選定に関すること
- 一、未墾地附属物件の収去に関すること
- 一、開墾作業並びに補助開墾指導出来形検査及び補助金交付に関すること
- 一、開拓道路並びに開拓建設工事の設計出来形検査及び補助金交付に関すること
- 一、地方入植者選衡部会に関すること
- 一、市及び公共団体等に対する土地改良事業(災害復旧を含む)に関する補助金、交付金、助成金の支払に関すること
- 一、土地改良事業(災害復旧を含む)の実地踏査、測量設計、工事監督、事務指導に関すること
- 一、耕地整理組合の收支予算、決算、事業報告の処理に関すること
- 一、水利組合の総会議に代る総代人会の許可に関すること(水法一一)

00842

- 一、普通水利組合関係者の総会議又は総代人会の違法又は公益を害する議決の再議に関すること(水法一三)
- 一、組合会議員選挙に関する報告の受理審査に関すること(水法一八)
- 一、特別の場合会計事務を掌る吏員の認可に関すること(水法三四)
- 一、組合会の議決又は選挙に関し越権、違法の場合の指揮及び取消に関すること(水法三九)
- 一、組合会の議決が公益を害し又は收支に関する不当議決に対する指揮に関すること(同)
- 一、組合会議成立せず又は会議を開くことが出来ないとき若しくは議決すべき件を議決しない場合の指揮に関すること(水法四〇)
- 一、費用弁償額給料額旅費額退職給与金死亡給与金遺族扶助料及びその支給方法の許可に関すること(水法四五、八〇)
- 一、組合の歳入出予算決算報告の処理並びに指揮監督

- 一、会計事務を掌る吏員に対する支出命令に関すること(水法六七)
 - 一、組合事務中会計事務の監督上必要な命令を發し又は処分に関すること(水法七二)
 - 一、組合会の停会処分に関すること(水法七四)
 - 一、強制予算並びに代執行に関すること(七六)
 - 一、水利組合法第七十八條に規定する事件の許可(組合規約の設定改正不動産の管理及び処分積立基金の設置管理及び処分を除く)に関すること(水法七八)
 - 一、水利組合予算調製の式及び費目流用その他財産に関する規定に関すること
- 西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員委任事項
米子市に係る左の事項
- 一、行政書士の業務の立入検査に関すること
 - 一、税外諸収入の徴収に関すること
 - 一、災害救助法第二十四條に基く従事命令に関すること

- 一、災害救助法第二十五條に基く協力命令に関すること
- 一、災害救助法第二十六條に基く管理、使用、保管命令収用に関すること
- 一、林業種苗の採取許可に関すること
- 一、保安林における各種作業の許可に関すること
- 一、市及び市公共団体等に対する林業耕地事項に関する補助金、交付金、助成金の支払に関すること
- 一、開墾制限地における切芝、樹根、草根及び埋木採取許可に関すること
- 一、民有林野の造林検査に関すること
- 一、木炭の検査に関すること
- 一、狩獵免許に関すること
- 一、有害鳥獸駆除許可に関すること
- 一、保護鳥飼養許可に関すること
- 一、特用林及び自家用林の指定に関すること
- 一、露天営業取締に関すること

- 一、農業共済組合の定款変更認可に関すること
- 一、農業共済組合の業務又は財産の状況に關し報告を徴すること
- 一、農業共済組合の業務又は会計状況の検査に関すること
- 一、農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置に關すること
- 一、農業共済組合共済掛金の強制徴收認可に関すること
- 一、農業共済組合の事業報告書財産目録貸借対照表等に関すること
- 一、農業共済組合の理事監事清算人の異動に関すること
- 一、農地、採草地、放牧地の移動統制の許可に関すること(但し農調法第七條による自作農創設維持事業のもの売渡保留の国有地及び潰廢面積の五千坪以上のものを除く)
- 一、農地等の潰廢許可に関すること(但し農調法第七

條の自作農創設維持事業のもの売渡保留の国有地及び五千坪以上のものを除く)

- 一、使用権設定協議中の土地施設等の現況変更の例外許可に関すること
- 一、開拓適地(十町歩未満)の選定に関すること
- 一、開拓適地地方審査部会に関すること
- 一、開拓適地の禁止行為地を許可すること
- 一、未墾地(小開地)特別価格の決定に関すること
- 一、未墾地(小開地)代地の選定に関すること
- 一、未墾地附屬物件の収去に関すること
- 一、開墾作業並びに補助開墾指導出來形検査及び補助金交付に関すること
- 一、開拓道路並びに開拓建設工事の設計出來形検査及び補助金交付に関すること
- 一、未墾地買収計画公告後の現状変更の禁止及び許可に關すること
- 一、地方入植者選衛部会に關すること
- 一、市及び市公共団体等に対する土地改良事業(災害

復旧を含む)に關する補助金、交付金、助成金の支払に關すること

- 一、土地改良事業(災害復旧を含む)の实地踏査、測量設計、工事監督、事務指導に關すること
- 一、耕地整理組合の收支予算、決算事業報告の処理に關すること
- 一、水利組合の総会議に代る総代人会の許可に關すること(水法一一)
- 一、普通水利組合関係者の総会議又は総代人会の違法又は公益を害する議決の再議に關すること(水法一三)
- 一、組合會議員選挙に關する報告の受理審査に關すること(水法一八)
- 一、特別の場合会計事務を掌る吏員の認可に關すること(水法三四)
- 一、組合会の議決又は選挙に關し越權、違法の場合の指揮及び取消に關すること(水法三九)
- 一、組合会の議決が公益を害し又は收支に關する不当

- 一、議決に対する指揮に關すること(同)
- 一、組合會議成立せず又は會議を開くことが出来ないとき若しくは議決すべき件を議決しない場合の指揮に關すること(水法四〇)
- 一、費用弁償額給料額旅費額退職給与金死亡給与金遺族扶助料及びその支給方法の許可に關すること(水法四五、八〇)
- 一、組合の歳入出予算決算報告の処理並びに指揮監督に關すること(水法六六、六九)
- 一、會計事務を掌る吏員に対する支出命令に關すること(水法六七)
- 一、組合事務中會計事務の監督上必要な命令を發し又は処分を關すること(水法七二)
- 一、組合会の停会処分に關すること(水法七四)
- 一、強制予算並びに代執行に關すること(水法七六)
- 一、水利組合法第七十八條に規定する事件の許可(組合規約の設定改正不動産の管理及び処分積立基金の設置管理及び処分を除く)に關すること(水法七八)

- 一、水利組合予算調製の式及び費目流用その他財務に關する規定に關すること
- 一、身体障害者に対する諸施設の届出に關すること
- 一、民生委員の定数に關すること
- 一、國民健康保險組合の設立、合併、解散及び規約変更の認可に關すること
- 一、公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率の認可に關すること
- 一、公益質屋の業務報告及び業務又は會計の検査に關すること
- 一、公益質屋の業務開始、変更及び廢止の届出に關すること
- 一、消費生活協同組合員外利用許可に關すること
- 一、消費生活協同組合の業務又は會計狀況の検査に關すること
- 一、消費生活協同組合から業務又は財産の狀況に關し報告を徴すること
- 一、火藥十三疋以内、爆藥五疋以内及びこれらに使用

- する雷管二百ケ以内並びに導火線四百米以内の讓受許可並びに消費許可に關すること
- 一、火藥類の運搬証明書の發給に關すること
 - 一、火藥庫並びに消費地に於ける立入検査に關すること
- と
- 一、火藥庫外の貯藏所の確認に關すること
- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2、岩美及西伯地方事務所長たる地方事務官委任事項(昭和廿七年鳥取県令第五十六号)は廢止する。

訓 令

鳥取縣訓令第十六号

府 中 一 般
地 方 事 務 所

鳥取県地方事務所処務規程を次のように定める。

昭和二十六年十月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県地方事務所処務規程

第一條 地方事務所に次の課を置く。

- 総 務 課
 - 財 務 課
 - 福 祉 課
 - 經 済 課
 - 渉 外 課(西伯地方事務所に限る)
- 第二條 各課に次の係を置く。
- 一、総務課
 - 庶 務 係
 - 會 計 係
 - 二、財務課
 - 庶 務 係
 - 賦 課 係
 - 徵 收 係
 - 三、福祉課
 - 社 会 係

保護係

四、經濟課

庶務係

農務係

林務係

農地係(東伯、西伯、日野各地方事務所に限る)

る)

農地開拓係(岩美、八頭、氣高各地方事務所に限る)

る)

耕地係

開拓係(東伯、西伯、日野各地方事務所に限る)

る)

五、涉外課

庶務係

管理係

給与係

第三條 総務課の分掌事項は次の通りとする。

庶務係

一、公印及び所印の管守に關すること

一、所員の身分及び服務に關すること

一、文書の收受、發送、編さん及び保存に關すること

一、宿直に關すること

一、予算執行計画に關すること

一、町村その他公共団体の指導及び財務監督に關すること

こと

一、各種選挙に關すること

一、町村税の指導に關すること

一、地方財務報告に關すること

一、地方財政平衡交付金の資料調査に關すること

一、町村吏員の給与に關すること

一、政治資金規正法に關すること

一、団体等規正令に關すること

一、覚書該当者に關すること

一、外国人登録に關すること

一、消防に關すること

一、国民貯蓄奨励に關すること

一、納税貯蓄組合に關すること

一、行政書士に關すること

一、各種統計に關すること

一、公報宣傳に關すること

一、行政の地方浸透、啓蒙に關すること

一、連合國軍との一撤涉外事務に關すること(西伯地方事務所を除く)

一、課内の連絡調整並びに庶務に關すること

一、所内他課の主管に属さない事務に關すること

會計係

一、国果費の收支に關すること

一、現金、証券、物品の出納保管に關すること

一、物品の購入、貸借及び修繕並びに処分に關すること

と

一、傭人に關すること

一、所内取締に關すること

第四條 財務課の分掌事項は次の通りとする。

庶務係

一、課内の連絡調整並びに庶務に關すること

一、果税の周知宣傳及び納税の指導を行うこと

一、地方財務報告に關すること

一、他の係に属さない事務に關すること

賦課係

一、果税の賦課に關すること

一、果税の減免に關すること

一、果税の課税標準の調査並びに検査に關すること

一、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)を準用する調査、検査及び犯則の取締に關すること

一、果税に伴う諸収入の測定に關すること

一、税外諸収入の測定に關すること

徴收係

一、果税及び果税に伴う税外諸収入の徴收並びに滞納処分に關すること

一、払戻及び過誤納金の還付に關すること

一、果税及び果税に伴う税外諸収入の欠損処分に關すること

一、都道府県税徴収の囑託及び受託に關すること
第五條 福祉課の分掌事項は次の通りとする。

社会係

- 一、課内の連絡調整並びに庶務に關すること
- 一、国民健康保険の指導に關すること
- 一、社会福祉法人等の指導に關すること
- 一、更生資金に關すること
- 一、援護事業に關すること
- 一、救済援護物資の配分に關すること
- 一、同和事業に關すること
- 一、災害救助法に關すること
- 一、消費生活協同組合、公益質屋の指導に關すること
- 一、授産内職に關すること
- 一、引揚者住宅(第二種公営住宅を含む)の入居者選定の指導に關すること
- 一、母子福祉に關すること
- 一、青少年の保護育成に關すること
- 一、復員に關すること

一、その他社会福祉事業に關すること
保護係

- 一、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護育成又は更生の措置に關すること
- 一、生活保護法の保護の決定及び実施に關すること
- 一、行旅病人、行旅死亡人の取扱に關すること
- 一、浮浪者保護の取扱に關すること
- 一、民生委員に關すること
- 一、社会福祉統計に關すること
- 一、社会福祉施設の指導に關すること

第六條 経済課の分掌事項は次の通りとする。

庶務係

- 一、課内の連絡調整並びに庶務に關すること
- 一、觀光貿易に關すること
- 一、生活必需物資の配給統制に關すること
- 一、地代家賃統制に關すること
- 一、中小企業等協同組合その他商工団体の指導に關すること

- 一、中小企業振興対策に關すること
- 一、火薬類に關すること
- 一、船鑑札規則に關すること
- 一、漁業協同組合及び水産加工協同組合の指導に關すること
- 一、他の係に属さない事務に關すること

農務係

- 一、農産物の集荷供出に關すること
- 一、農業委員会に關すること
- 一、主要食糧の需給調整に關すること
- 一、主要食糧の総合配給に關すること
- 一、主要食糧の輸送許可に關すること
- 一、主要食糧の賃加工業に關すること
- 一、農山漁村副業に關すること
- 一、農業振興計画に關すること
- 一、農業共済組合の指導監督に關すること
- 一、家畜改良増殖指導に關すること
- 一、し、畜生産検査に關すること

一、その他畜産振興に關すること
林務係

- 一、森林計画に關すること
- 一、造林に關すること
- 一、造林臨時措置法に關すること
- 一、林業種苗に關すること
- 一、果有林及び分收造林に關すること
- 一、林産物搬出施設に關すること
- 一、保安林及び林野の保護取締に關すること
- 一、山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林の造成に關すること
- 一、林野の火入に關すること
- 一、木材、薪炭の生産に關すること
- 一、木炭の検査に關すること
- 一、特殊林産物の生産に關すること
- 一、林業金融に關すること
- 一、林業技術普及に關すること
- 一、林野の経営指導に關すること

- 一、森林火災国営保険に関する事
- 一、林業団体の指導に関する事
- 一、獵政に関する事
- 一、森林害虫防除に関する事
- 一、その他林業に関する事
- 農地係(東伯、西伯、日野各地方事務所に限る)
 - 一、農地制度の改革推進に関する事
 - 一、自作農創設特別措置法の実施に関する事
 - 一、町村農業委員会(農地関係)の指導監督に関する事
- 農地等の交換分合指導に関する事
- 一、農地等調整に関する事
- 一、農業協同組合の指導並びに監督に関する事
- 一、産業組合の指導並びに監督に関する事
- 一、負債整理組合の指導並びに監督に関する事
- 一、農業倉庫に関する事
- 一、農村工業の振興に関する事
- 農地開拓係(岩美、八頭、気高各地方事務所に限る)
 - 一、農地制度の改革推進に関する事
 - 一、自作農創設特別措置法実施に関する事
 - 一、町村農業委員会(農地関係)の指導監督に関する事
 - 一、農地等の交換分合指導に関する事
 - 一、農地等調整に関する事
 - 一、農業協同組合の指導並びに監督に関する事
 - 一、産業組合の指導並びに監督に関する事
 - 一、負債整理組合の指導並びに監督に関する事
 - 一、農業倉庫に関する事
 - 一、農村工業の振興に関する事
 - 一、未墾地取得管理処分の事務に関する事
 - 一、開墾に関する事
 - 一、開拓地における道路用排水等の基本施設に関する事
 - 一、開墾に関する事
 - 一、入植指導に関する事
 - 一、開拓地の居住及び文化施設に関する事

- 一、農地制度の改革推進に関する事
- 一、自作農創設特別措置法実施に関する事
- 一、町村農業委員会(農地関係)の指導監督に関する事
- 一、農地等の交換分合指導に関する事
- 一、農地等調整に関する事
- 一、農業協同組合の指導並びに監督に関する事
- 一、産業組合の指導並びに監督に関する事
- 一、負債整理組合の指導並びに監督に関する事
- 一、農業倉庫に関する事
- 一、農村工業の振興に関する事
- 一、未墾地取得管理処分の事務に関する事
- 一、開墾に関する事
- 一、開拓地における道路用排水等の基本施設に関する事
- 一、開墾に関する事
- 一、入植指導に関する事
- 一、開拓地の居住及び文化施設に関する事

- 一、開拓地の營農指導に関する事
- 耕地係
 - 一、土地改良に関する事
 - 一、耕地整理に関する事
 - 一、河水統制並びに農業水利調査に関する事
 - 一、農業土木用資材及び資金に関する事
 - 一、耕地の災害復旧に関する事
 - 一、普通水利組合に関する事
 - 一、その他農業土木に関する事
- 開拓係(東伯、西伯、日野各地方事務所に限る)
 - 一、未墾地取得管理処分の事務に関する事
 - 一、開墾に関する事
 - 一、開拓地における道路用排水等の基本施設に関する事
 - 一、開拓者の資金融通に関する事
 - 一、入植指導に関する事
 - 一、開拓地の居住及び文化施設に関する事
 - 一、開拓地の營農指導に関する事

- 第七條 涉外課の分掌事項は次の通りとする。
- 庶務係(西伯地方事務所に限る)
- 一、課内の連絡調整並びに庶務に関する事
 - 一、連合国軍との一撤涉外事務に関する事
 - 一、終戦処理労務費前渡金の支出に関する事
 - 一、翻訳及び通訳に関する事
 - 一、法令、指令、命令の調査並びに周知徹底に関する事
 - 一、他の係に属さない事務に関する事
- 管理係(西伯地方事務所に限る)
- 一、連合国軍に対する労務者の提供に関する事
 - 一、連合国軍労務者の労働組合との折衝に関する事
 - 一、連合国軍労務者の福利厚生に関する事
 - 一、連合国軍労務者の失業対策に関する事
 - 一、連合国軍労務者の身体検査に関する事
 - 一、その他連合国軍労務者の労務管理に関する事
- 給与係
- 一、連合国軍労務者の給与に関する事

- 一、連合国軍勞務者の解雇退職手当に關すること
- 一、連合国軍勞務者の給与格付に關すること
- 一、その他連合国軍勞務者の諸給与に關すること

第八條 地方事務所長(以下「所長」という。)必要があるとき認めるときは知事の承認を受けて課の外に室を設けて室主任を置き、又は係を分合しその分掌事項を変更することができる。

第九條 地方事務所に次長を置くことができる次長は知事がこれを命ずる。

2 次長は所長をたすけて、所務を掌理し各課の業務を監督する。

第十條 各課に課長を置き知事がこれを命ずる。

2 課長は所長並びに次長の命を受けて主管事務を処理する。

第十一條 所員の所属は所長がこれを命ずる。

2 所員は上司の指揮を受けて事務に従事する。

第十二條 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは次長、次長を置かない地方事務所においては総務課

長がその職務を代理する。

2 所長、次長及び総務課長ともに事故があるとき、又は所長、次長及び総務課長ともに欠けたときは、所長が予め定めた順序により他の課長がその職務を代理する。

3 課長に事故あるとき、又は課長が欠けたときは課長の定めた課員がその職務を代理する。

4 前三項の規定により代理した事項は後閲を受けなければならぬ。

第十三條 事務の処理文書例式については鳥取県処務細則服務については鳥取県庁職員服務心得の例による。

第十四條 所長及び課長の専決処理することのできる事項は別に定める。

第十五條 前各條に規定するものの外必要な事項については、所長において、処務細則を定め知事の承認を受けなければならぬ、これを改正しようとするときまた同じ。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際現に第八條に規定する知事の承認を受けて係を分合している場合はこの規程による承認になつたものとみなす。

3 この規定施行の際従前の鳥取県地方事務所処務規程第七條第一項の規定により任命された課長は、この規程第十條第一項の規定により課長が任命されるまでの間、なおその職務を行うものとする。

4 鳥取県地方事務所処務規程(昭和十九年鳥取県訓令甲第十五号)は廢止する。

◇鳥取縣訓令甲第十七号

庁 中 一 般
地 方 事 務 所

地方事務所専決事務規程を次のように定める。

昭和二十六年十月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

地方事務所専決事務規程

第一條 鳥取県地方事務所処務規程第十四條により所長

及び課長の専決処理することのできる事項を次の通り定める。但し事の異例に属するもの又は重要なものは、この限りでない。

所長専決事項

一、所員の出張命令に關すること

一、所員の休暇、欠勤及び除服命令に關すること

一、町村長の臨時代理者選任に關すること(自法二四七)

一、臨時選挙管理委員会の委員の選任に關すること(自法二四八)

一、町村一部事務組合に關すること。但し二以上の郡にわたる場合を除く(自法二八四、二八六、二八八)

一、町村設置の際の町村長の職務を行う者の指定に關すること(自令一)

一、町村長、助役、収入役の事務引繼遅延の報告処理に關すること(自令一三二)

一、町村長、助役、収入役の事務引繼に關し理由なくしてこれを拒んだ者に対する措置に關すること(自

令(三二)

- 一、町村の財務監督に關すること(自法二四六)
- 一、地方財政法の指導に關すること
- 一、国民貯蓄奨励に關すること
- 一、納税貯蓄組合法に基く届書の処理に關すること
- 一、行政書士の業務の立入検査に關すること
- 一、行旅病人行旅死亡人及びその同伴者の取扱費又救護費の制限外支出認可に關すること(行旅病人行旅死亡人及びその同伴者取扱手續五)
- 一、民生委員の定数に關すること(民委法四)
- 一、国民健康保険組合の設立、合併、解散及び規約變更の認可に關すること(国健法一一、二六、三四)
- 一、社団法人が行う国民健康保険及びその廃止並びに規程の變更の許可に關すること(同法三七の二)
- 一、国民健康保険組合の議決事項中知事の認可を要する事項に關すること(国健法二六)
- 一、国民健康保険組合を設立する場合の初年度の予算の認可に關すること(同二七)

- 一、国民健康保険組合の合併又は分割した場合の規約及び初年度の予算の認可に關すること(国健則四八)
- 一、兒童福祉施設の監督及び改善に關すること(兒福法四六)
- 一、公益質屋の限度外貸付金額及び制限外、貸付利率の認可に關すること(公質法四、五)
- 一、消費生活協同組合員外利用許可に關すること(消費法二二)
- 一、開墾制限地における切芝、樹根、草根及び埋木採取許可に關すること
- 一、民有林野の造林検査に關すること
- 一、林業種苗の採取許可に關すること
- 一、保安林における各種作業の許可に關すること
- 一、木炭の検査に關すること
- 一、狩獵免許に關すること
- 一、有害鳥獵駆除許可に關すること
- 一、保護鳥飼養許可に關すること
- 一、特用林及び自家用林の指定に關すること

- 一、犢生産検査実施に關すること(犢生産検査條例)
- 一、火薬十三疋以内、爆薬五疋以内及びこれらに使用する雷管二百ヶ以内並びに導火線四百米以内の譲受許可並びに消費許可に關すること
- 一、火薬類の運搬証明書の發給に關すること
- 一、火薬庫並びに消費地における立入検査に關すること
- 一、火薬庫外の貯藏所の確認に關すること
- 一、露天管業取締に關すること(露天管取則)
- 一、町村農業委員会代表者會議の招集に關すること(農委法三五)
- 一、農業共済組合の定款變更認可に關すること(農災補法四三)
- 一、農業共済組合の業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(同七八)
- 一、農業共済組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同七九)
- 一、農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置に

- 關すること(同八〇ノ一)
- 一、農業共済組合共済掛金の強制徴收認可に關すること(同二〇八)
- 一、農業共済組合の事業報告書財産目錄貸借対照表等に關すること(農災補規八)
- 一、農業共済組合の理事監事清算人の異動に關すること(同二〇)
- 一、農地、採草地、放牧地の移動統制の許可に關すること(但し農調法第七條による自作農創設維持事業のもの売渡保留の国有地及び潰廢面積五千坪以上のものを除く)(農調法四同法令二)
- 一、農地等の潰廢許可に關すること(但し農調法第七條の自作農創設維持事業のもの売渡保留の国有地及び五千坪以上のものを除く)(農調法六同法令五)
- 一、使用権設定協議中の土地施設等の現況變更の例外許可に關すること(農調法一四)
- 一、開拓適地(十町步未満)の選定に關すること(自特置法三一)

- 一、開拓適地地方審査部会に關すること。
- 一、開拓適地の禁止行爲地を許可すること(自特置法三〇ノ二)
- 一、未墾地(小開地)特別價格の決定に關すること(自特置令二五)
- 法三七)
- 一、未墾地附屬物件の收去に關すること
- 一、開墾作業並びに補助開墾指導出來形検査及び補助金交付に關すること
- 一、開拓道路並びに開拓建設工事の設計出來形検査及び補助金交付に關すること
- 一、未墾地買収計画公告後の現状変更の禁止及び許可に關すること(自創法四二)
- 一、地方入植者選衡部会に關すること
- 一、水利組合の指揮監督に關すること
- 一、水利組合の総会議に代る総代人会の許可に關すること(水法一一)

- 一、普通水利組合関係者の総会議又は総代人会の違法又は公益を害する議決の再議に關すること(水法一三)
- 一、特別の場合会計事務を掌る吏員の認可に關すること(水法三四)
- 一、組合会の議決又は選挙に關し越権、違法の場合の指揮及び取消に關すること(水法三九)
- 一、組合会の議決が公益を害し又は收支に關する不当議決に対する指揮に關すること(同)
- 一、組合会議成立せず又は会議を開くことが出來ないとき若しくは議決すべき件を議決しない場合の指揮に關すること(水法四〇)
- 一、費用辨償額、給料額、旅費額、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料及びその支給方法の許可に關すること(水法四五、八〇)
- 一、会計事務を掌る吏員に対する支出命令に關すること(水法六七)
- 一、組合事務中会計事務の監督上必要な命令を發し又

- は処分に關すること(水法七二)
- 一、組合会の停会処分に關すること(水法七四)
- 一、強制予算並びに代執行に關すること(水法七六)
- 一、水利組合法第七十八條に規定する事件の許可(組合規約の設定改正不動産の管理及び処分積立基金の設置管理及び処分を除く)に關すること(水法七八)
- 一、農林農地(土地改良事業、開拓事業及び災害復旧事業を含む)に關する補助金、交付金、助成金等の交付に關すること(各種土地改良事業補助規程)
- 一、農業協同組合(郡の区域に滿たない区域を地区とする農業協同組合に限る)の定款変更認可に關すること(農協法四四、同規六)
- 但し農業協同組合法第二十八條第一項第一号(事業)第五号(組合員の資格、加入、脱退)及び第十号の選挙に關する規定に付ての定款変更に當つては特に知事の指示を受けること
- 一、農業協同組合法第九十四條第二項による農業協同組合の検査に關すること、並びにこれに伴い措置命

- 令に關すること(農協法九四、九五)
- 一、農業倉庫業(郡の区域に滿たない区域を地区とする農業協同組合の經營するものに限る)の認可に關すること(農倉法六同規一)
- 一、農業倉庫の業務規程の変更認可に關すること(農倉法一三)
- 一、農業倉庫の検査に關すること(農倉法一五、一六)
- 一、農業倉庫の事業停止及び認可取消処分に關すること(農倉法一七)
- 一、総屯数五屯以上二十屯未滿の船舶の新造、改造、転入、転出による船鑑札交付に關すること(船鑑規一)
- 一、総屯数五屯以上二十屯未滿の船舶(漁船を除く)の積量測度に關すること(船舶積法、簡易船積測規程)
- 総務課長専決事項
- 一、町村議会の会議結果報告の処理に關すること(自法二二三)
- 一、各種町村條例報告の処理に關すること。但し次の

事項を除く

- 1、役場位置の設定又は変更の條例
- 2、行政事務に関する條例
- 3、罰則の定めある公共事務又は委任事務に関する條例
- 4、法定議決以外の議決事項決定の條例

- 一、町村監査委員の監査報告の処理及び監査要求に関すること(自法一九九)
- 二、町村の予算、決算報告の処理に関すること(自法二三八、二四二)

福祉課長専決事項

- 一、行旅死亡人を火葬に附する許可に関すること(大正元年勅令三四)
- 一、児童福祉法第二十三條による母子寮入退所措置に関すること

- 一、身体障害者に対する諸施設の届出に関すること(身障法三八)

- 一、公益質屋の業務報告及び業務又は会計の検査に關

すること(公質法一七)

一、公益質屋の業務開始、変更及び廃止の届出に関すること(公質則二、四)

一、消費生活協同組合から業務又は財産の状況に關し報告を徴すること(消協法九三)

一、消費生活協同組合の業務又は会計状況の検査に關すること(同九四)

一、国民健康保険を行う町村特別会計の予算報告の処理に關すること

一、国民健康保険組合の合併又は分割した場合の事務引繼完了報告に關すること

一、国民健康保険を行う社團法人の事業廢止の許可收支決算、財産処分結了の報告の処理に關すること

一、国民健康保険を行う社團法人の予算の追加更正の認可に關すること

一、国民健康保険を行う社團法人の諸規定の判定及び改廢報告の処理に關すること

經濟課長専決事項

- 一、組合會議員選挙に関する報告の受理審査に關すること(水法一八)

- 一、組合の歳入出予算決算報告の処理に關すること(水法六六)

- 一、水利組算調製の式及び費目流用その他財務に關する規定設定に關すること

- 一、土地改良事業(災害復旧を含む)の实地踏査、測量、設計、工事、監督事務指導に關すること(耕地整理及び土地改良獎勵規程)

- 一、耕地整理組合及び耕地整理共同施行の経費收支予算決算事業報告の処理に關すること(耕地整理会計規程一三)

- 一、農業協同組合の諸報告処理に關すること(農協法規四、五、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一八、一九)

- 一、農業倉庫の諸届及び諸報告処理に關すること(農倉法規八乃至一〇、同細一〇、一一)

第二條 前條に規定する事項の外西伯地方事務所長に限り専決処理することのできる事項を次の通り定める。

一、災害救助法第二十四條に基く従事命令に關すること

一、災害救助法第二十五條に基く協力命令に關すること

一、災害救助法第二十六條に基く管理、使用、保管命令收用に關すること

第三條 専決処理した事件で特に参考となるものは、その都度知事に報告しなければならない。

附 則

1、この規程は、公布の日から施行する。

2、鳥取県地方事務所長専決処分規程(昭和十九年鳥取県訓令第十六号)は廢止する。